

平成26年11月21日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会  
会 長 武 井 平八郎

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成26年11月11日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 公共施設再編計画策定委員会委員の報酬額について  
公共施設再編計画策定委員会委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 2 教育委員会委員の報酬額について  
教育委員会委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 3 選挙管理委員会委員の報酬額について  
選挙管理委員会委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 4 上記答申についての付帯意見及び審議経過は、別記のとおりである。

## 【付帯意見】

教育委員会委員の報酬額について、

- ・月額報酬から日額報酬に変更することにより、安易に報酬額が増加することのないよう、報酬を支払う対象業務・事業等について、一定の基準を設定するなど考慮されたい。
- ・同様に、会議や協議会の開催についても、開催日数の削減や市民目線に立った経費の削減を念頭に置くことで、合理的な日程調整を心掛けられたい。

## 【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成26年11月11日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

### 1 公共施設再編計画策定委員会委員の報酬額について

当該委員会委員の報酬額については、その活動内容が調査・審議が主であることから、委員については既存の審議会委員同様8,700円とされた。

また、委員のうち大学教授や准教授等については、その専門的知識を有している点を考慮し、本市介護認定審査員のうち医師について6,000円加算している例に準拠し、同様に6,000円を加算することとしている。

こうした活動形態や内容、報酬額等を総合的に比較検討した結果、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

### 2 教育委員会委員の報酬額について

教育委員会委員の報酬額については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い教育長が教育委員長と一本化されるとともに、委員報酬を月額76,800円から日額25,000円へ変更することで、実質的に報酬額の上昇となる。

そうした点を市民目線で考えた場合、例えば入学式・卒業式といった短時間の式典出席などについて、日額の全額を支払うことが適正かどうか精査する必要がある。

また、委員会やその他の会議の開催についても、午前・午後に合わせて開催するなど、報酬の支給日数の削減を心掛けて日程調整を行うべきである。

以上の点を付帯意見とすることで、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

### 3 選挙管理委員会委員の報酬額について

選挙管理委員会委員の報酬額については、委員長を月額 34,000 円から日額 21,600 円に、委員を月額 28,200 円から日額 18,000 円に変更することで、実質的に報酬額の上昇となる。

県内では、神奈川県と相模原市以外は月額報酬を採用しているところ、各市の日額報酬相当額や委員の活動内容等を総合的に比較検討した結果、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。